

資料 12 吉川市デスポーザ排水処理システム取扱要綱

吉川市デスポーザ排水処理システム取扱要綱

平成 17 年 2 月 1 日

告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、デスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の適切な維持管理が行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、吉川市下水道条例(平成 2 年吉川町条例第 8 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)による改正前の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条の規定に基づく建設大臣の認定(以下「建設大臣認定」という。)を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成したデスポーザ排水処理システム性能基準(案)(以下「基準(案)」という。)に適合する評価を受けたものをいう。

(2) メーカー システムについて建設大臣認定を受け、又は基準(案)に適合する評価を受けた者をいう。

(3) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。

ア 建築物の所有者(分譲集合建築物にあつては、所有者の代表者)

イ その他市長が特に必要があると認める者

(排水設備等計画の確認申請)

第 3 条 システムを設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、吉川市下水道条例施行規則(平成 2 年吉川町規則第 11 号)第 5 条第 1 項に規定する排水設備等計画等確認申請書に、同条第 2 項に規定する図書のほか次の書類を添付しなければならない。

(1) デスポーザ排水処理システム設置等届出書(様式第 1 号)

(2) 建設大臣認定書の写し又は基準(案)適合評価書の写し

(3) システムの仕様書

(4) 誓約書(様式第 2 号)

(5) 維持管理計画書(様式第 3 号)

(6) システムの維持管理業務委託契約書の写し又は申請時までに契約を締結できない場合は維持管理業務委託契約等確約書(様式第 4 号)

(7) 使用者承継確約書(様式第 5 号)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(維持管理に関する指導)

第4条 市長は、システムの適切な維持管理のため、申請者(申請者と使用者が異なる場合は使用者。以下同じ。)に対し、次に掲げる事項について指導することができる。

(1) 当該システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(2) 当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、前年度に維持管理業者が実施したシステムの排水処理槽部に係る次に掲げる資料を毎年度4月に提出すること。

ア 配管内の点検

イ 水質検査

ウ 汚泥引抜

(3) 当該システムの適切な維持管理を確保するため、市長が必要であると認める場合には、立入検査等の処置に応じること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(使用者の地位の承継)

第5条 申請者と使用者が異なる場合で使用者が確定したとき又はシステムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継しなければならない。

(メーカーに対する指導)

第6条 市長は、メーカーに対し必要があると認める場合には、次に掲げる事項について指導することができる。

(1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(2) 申請者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。

(3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(表)

ディスポーザ排水処理システム設置等届

年 月 日

(あて先)吉川市長
(河川下水道課扱い)

届出者 住所
氏名
電話番号

次のとおりディスポーザ排水処理システムの設置等(変更)についてお届けします。

建築物の概要	名称	
	所在地	
	戸数又は階数	
設置するシステム	名称	
	認定番号又は適合評価番号	
	メーカー名	
※ 排水設備等計画等確認申請書番号	第	号

(注)1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 添付書類は、裏面を参考に作成のこと。

(裏)

- 1 建設大臣認定書の写し又は基準(案)適合評価書の写し
- 2 システムの仕様書
- 3 誓約書(様式第 2 号)
- 4 維持管理計画書(様式第 3 号)
- 5 維持管理業務委託契約等確約書(様式第 4 号)
- 6 使用者承継確約書(様式第 5 号)
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)吉川市長
(河川下水道課扱い)

住所
申請者 氏名
電話番号

誓 約 書

吉川市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱をはじめこれに関する事項及び下記の項目を遵守いたします。

記

- 1 自己の責任を持って、維持管理計画書のとおり適切な維持管理を行います。
- 2 維持管理体制に変更が生じる場合は、事前に書面で提出します。
- 3 公共下水道への放流水質について、市から測定結果を求められた時は、速やかに応じます。
- 4 公共下水道への放流水質が性能評価値に適合しない時は、速やかに改善します。
- 5 堆積汚泥の引き抜き及び処分する時は、市の指導に従います。
- 6 市が当該システムについて基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
- 7 システムを有する建築物を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対し、この誓約内容を承継させ、かつ、維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明します。

(あて先)吉川市長
(河川下水道課扱い)

住所
申請者 氏名
電話番号

維持管理計画書

1 一般事項	イ 設置場所の所在地		
	ロ 大臣認定品又は性能基準適合品		
	ハ 工程	着工予定年月日 : 使用開始予定年月日 :	
	ニ 施工業者	施工管理会社	
		粉碎装置部	
		配管系統部	
		排水処理槽部	
	ホ 維持管理業者	粉碎装置部	
		配管系統部	
		排水処理槽部	
2 仕様	イ ディスポーザ	形式 : 製造 : 品番 :	
	ロ 排水処理槽	計画人員 計画生ゴミ量 計画汚水量	
	ハ 算定根拠		

3 維 持 管 理 計 画	イ 処理水質(設計条件)		BOD :		
			SS :		
			n-Hex :		
	ロ 維 持 管 理 体 制	維持管理主部	粉碎装置部	配管系統部	排水処理槽部
		維持管理頻度		回/年以上	回/年以上
		保守点検内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管内の点検 回/年以上 ・ 清掃 回/年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管内の点検 回/年以上 ・ 水質検査 回/年以上 ・ 汚泥引抜 回/年以上
ハ 点 検 項 目	点検主部	粉碎装置部	配管系統部	排水処理槽部	
	点検項目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰まり ・ 漏れ ・ 腐食 	下記表1、表2参照	

表 1 標準的な保守点検項目

単位装置	点検項目
好気可溶化槽	・ 槽内の攪拌・ばっ気風量の確保・マンホールの密閉
嫌気可溶化層	・ スカムその他浮遊物の状況・移流管の移流状況・移流管詰まりの有無
好気処理槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばっ気状況確認・散気管目詰まり・発泡の有無・逆洗ばっ気状況 ・ 槽内汚泥量の調整

表 2 液化処理システムの保守点検項目

単位装置	点検項目
沈殿分離層	・ 固液分離状況
好気可溶化槽又は嫌気可溶化層	・ スカム破壊状況・異物の除去
沈殿槽	・ 固液分離状況

様式第 4 号(第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)吉川市長
(河川下水道課扱い)

住所
申請者 氏名
電話番号

維持管理業務委託契約等確約書

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約書を締結後、その写しを提出することを確約します。

記

1 建築物の概要

名称
住所
戸数又は階数等

2 設置するシステム

名称
認定番号又は適合評価番号
メーカー名

様式第 5 号(第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)吉川市長
(河川下水道課扱い)

住所
申請者 氏名
電話番号

使用者承継確約書

将来、使用者に変更が生じる場合、新たな使用者に対し、維持管理業務委託契約書に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継することを確約します。